令和７年秋の交通安全市民運動実施要綱

１　目的

本運動は，広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに，市民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより，交通事故防止を図ることを目的とする。

２　期間

⑴　運動期間　令和７年９月２１日（日）から３０日（火）までの１０日間

⑵　交通事故死ゼロを目指す日　令和７年９月３０日（火）

３　主唱

笠岡市・笠岡市交通安全対策協議会

４　スローガン

「交通ルール　守って笑顔　晴れの国」

５　運動の重点

⑴　全国共通の重点

ア　歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

イ　ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ウ　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

⑵　岡山県の重点

ア　横断歩行者優先の徹底

イ　運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

ウ　スピードダウンの励行

エ　自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

⑶　笠岡市の自主重点

　　ア　交差点等における安全な通行の徹底

　　イ　反射材用品・ＬＥＤライト・明るい目立つ色の衣服の着用推進

　　ウ　信号の遵守（「赤色・黄色・歩行者用信号青色点滅は止まれ」の遵守）

　　エ　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の推進

１

６　運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に，参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動，街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

⑴　歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

ア　歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

(ｱ) 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や，夜間の路上横臥など，歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進

(ｲ) 横断歩道を渡ること，信号機のあるところでは，その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え，自らの安全を守るための交通行動として，運転者に対して横断する意思を明確に伝え，安全を確認してから横断を始めること，横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

(ｳ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

(ｴ) 安全に道路を通行することについて，日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

(ｵ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ，高齢者自身が，加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば，認知機能の低下，疾患による視野障害等の増加，反射神経の鈍化，筋力の衰えなど）を理解し，安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進

イ　歩行者の交通事故防止対策

(ｱ) 全ての年齢層を対象とした夜光反射材用品，ＬＥＤライト，明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

(ｲ) 通学路，未就学児を中心に，こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

(ｳ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

(ｴ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(ｵ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等，道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

⑵　ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ア　ながらスマホの根絶

(ｱ) 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

(ｲ) 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため，業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

２

イ　飲酒運転の根絶

(ｱ) 「飲酒運転を絶対にしない，させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため，交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか，飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など，地域，職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

(ｲ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等，業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

ウ　妨害運転等の防止対策

(ｱ) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため，「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

(ｲ) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

エ　夕暮れ時以降の交通事故防止対策

(ｱ) 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

(ｲ) 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

(ｳ) 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(ｴ) 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

オ　運転者の歩行者優先意識等の徹底

(ｱ) 運転者に対し，歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と，「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

(ｲ) 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き，直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

カ　後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(ｱ) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシート使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(ｲ) シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法に関する広報啓発の推進

(ｳ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない６歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

(ｴ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

３

キ　高齢運転者の交通事故防止対策

(ｱ) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり，動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

(ｲ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

(ｳ) 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル：＃8080（ｼｬｰﾌﾟﾊﾚﾊﾞﾚ））の積極的な周知に加え，運転免許証の自主返納制度及び「おかやま愛カード」の広報啓発により，自主返納を促す取組の推進

ク　二輪車の運転者に対する交通事故防止対策

(ｱ) 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(ｲ) 若年層のみならず，中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

(ｳ) ペダル付き電動バイクは，原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも，一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止，歩道走行不可，乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること，ナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

⑶　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

ア　自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

(ｱ) 令和８年４月１日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて，車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

|  |
| --- |
| 「自転車安全利用五則」①　車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先②　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認③　夜間はライトを点灯④　飲酒運転は禁止⑤　ヘルメットを着用 |

(ｲ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転，並進の禁止等，交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知・遵守の徹底を促す取組の推進

４

(ｳ) 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止，酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

(ｴ) 自転車配達員に対する街頭での指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

イ　自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

(ｱ) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

(ｲ) 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

(ｳ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

(ｴ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

(ｵ) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を踏まえ，自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

ウ　特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

(ｱ) シェアリング事業者，販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

(ｲ) シェアリング事業者，販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

(4) 横断歩行者優先の徹底

ア　運転者に対し，横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め，横断歩道の道路標識や予告標示（いわゆる「ダイヤマーク」）への留意，横断歩行者等妨害等違反に係る罰則（反則金）・点数について広報啓発を推進

イ　歩行者に対し，「アイコンタクト」，「手上げ」による横断の意思表示の実践についての呼び掛けを強化

(5) 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

ア　運転中のスマートフォン等での通話や画像注視といった「ながら運転」の危険性，ルール遵守の重要性及び罰則強化についての広報啓発を推進

イ　「ながら運転」禁止の徹底に向けた各種講習会，交通安全教室等の機会を通じた周知と地域，職域，各関係機関・団体等における取組の強化

(6) スピードダウンの励行

ア　制限速度の遵守はもとより，生活道路，通学路等での人・車両の交通状況や道路形状，気象状況に応じたスピードダウンの重要性の周知徹底

イ　各関係機関・団体による各事業所や地域住民に対するスピードダウンの働きかけの実施

５

(7) 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

 　ア　自転車の安全利用に向けて，次の事項について広報啓発，交通安全教育，街頭指導等を推進

　　　〇　自転車利用者は，車両の運転者としての責任を自覚し，交通事故はもとより，他の歩行者や車両への迷惑や危険の防止を踏まえた，自転車ルールの遵守徹底

　　　〇　自転車の飲酒運転の厳禁

〇　自転車の用水路等への転落事故防止

イ　過去10年間に県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は，着用時と比べて約2.2倍高いことなど，被害軽減を図り，命を守るヘルメット着用の有用性に着眼した，広報啓発，交通安全教育等の推進

ウ　自転車損害賠償責任保険等への加入義務化を踏まえた地域，職域等における自転車損害賠償責任保険等ヘの加入促進に向けた広報啓発の推進

(8) 交差点等における安全な通行の徹底

　　ア 確実な一時停止及び安全確認の徹底

 イ 交差点通行時はもとより，安全な通行の徹底

(9) 反射材用品・ＬＥＤライト・明るい目立つ色の衣服の着用効果の周知及び着用の推進

　　ア　夜光反射材用品・ＬＥＤライト・明るい目立つ色の衣服の着用効果の周知及び着用

の推進

(10) 信号の遵守(「赤色・黄色・歩行者用信号青色点滅は止まれ」の遵守）

　　ア 「赤色・黄色信号は止まれ」の遵守（「黄色信号の止まれ」は安全に停止できない

時を除く。）

　　イ　歩行者・自転車利用者に自転車・歩行者専用信号(青の点滅は止まれ)の遵守の周知

(11) 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の推進

　　ア 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，交通ルールの周知・遵守の徹

　　　底

　　イ 全ての自転車利用者にヘルメット着用の必要性及び理解の促進と，広報啓発の推進

７　運動の実施要領

運動の実施に当たっては，交通事故により，いまだ多くの人々が犠牲になり，あるいは心身に障害を負っている厳しい交通事故情勢が市民に正しく理解・認識され，運動重点及び推進項目の趣旨が市民各層に定着して，市民一人一人が交通ルールを守り，相手に対する｢思いやり・ゆずり合い｣の気持ちで交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう，以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

また，運動に際しては，交通事故被害者等の視点に配意するとともに，交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに，交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り，市民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより，交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

⑴　地域、家庭等における活動

ア　世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

イ　家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

６

ウ　交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進

エ　地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

⑵　教育現場等における活動

ア　こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践

イ　児童・生徒を対象とした交通安全教材｢セーフティサイクル・ステップアップ・スクール｣を利用した交通安全学習，学生等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等による，安全な歩行と自転車等の安全利用，ヘルメット着用等に関する教育の実践

　　ウ　地域の交通安全啓発活動への参加促進

⑶　福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による安全な歩行と自転車利用中の安全な交通行動等についての指導

⑷　職域における活動

ア　事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催

イ　飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知

ウ　横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践

エ　右左折時，進路変更時における合図等，交通法令を遵守し，体調面も考慮した安全運転の励行

オ　後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

カ　自転車・特定小型原動機付自転車に対する交通事故防止や被害軽減に向けた自転車ヘルメットの着用と交通ルール遵守の徹底

キ　自動車，自転車の早めのライトの点灯

ク　社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

ケ　安全運転管理者，運行管理者等による交通安全指導の徹底

⑸　交通安全総点検の実施

通学路や生活道路，用水路等の危険箇所の把握と解消に向けて，地域住民等を交え，こどもや高齢者等の視点に立った点検を実施

８ その他

⑴　模範的な交通行動の実践

各関係機関及び団体は，本運動が真に市民総ぐるみの運動となるよう連携して取り組むほか，それぞれの所管及び特性に応じて，創意工夫を凝らした活動の実施に努めるとともに，職員に対して本運動の趣旨等を周知し，職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をすること。

７

⑵　時代に即した手法の導入

各関係機関及び団体は，従来の活動に加え，放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等，時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

⑶　広報啓発活動の展開

本運動を効果的に推進するために，あらゆる組織，団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーアップが図られるよう広報啓発活動を展開すること。

特に，交通安全教育動画の配信等，ウェブサイトやＳＮＳによる情報発信を積極的に展開するものとする。

８